

長久手市行政評価票（S票：施策評価票）

施策番号	S15 -	施策名	地区社会福祉協議会の推進			
担当部課	福祉部福祉施策課		関係部課			
基本情報	総合計画	基本方針	3	人がいきいきとつながるまち		
		分野別項目	6	地域で支え合う福祉の仕組みをつくる		
		施策の進め方	-			
	まちづくり行程表	フラッグ	F2	「あんしん」～助けがなかったら生きていけない人は全力で守る～		
		政策分類	1	住民の力を生かした新しい役割分担の仕組みをつくる		
	その他(関係法令、要綱等)	長久手市地域福祉計画				
施策開始の背景、経緯等	平成26年に策定した長久手市地域福祉計画に基づき、各小学校区に地区社会福祉協議会(地区社協)を設置し、地域に密着して地域課題に取り組む。					
施策の目的等	施策の内容	(どのような施策なのか) 地区社協の設置				
	施策の対象	(誰、何を対象にしているか) 市民				
	施策の意図	(対象をどのような状態にしたいか) 市民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる事ができる。				
	施策に係る主なコスト	① 社会福祉協議会補助金	96,186 千円	②	千円	
目標・成果推移	施策に係る取組	28年度	29年度	30年度	中期(おおよそ3年後)	長期(おおよそ5年後)
	地区社協設置事業(CSWの配置)	目標	目標	目標	目標	目標
		実績	実績	実績	実績	実績
		目標	目標	目標	目標	目標
		実績	実績	実績	実績	実績
	他市町での取組状況や施策を取り巻く環境変化	(他市町における同様の取組での特徴的な点、制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など) 平成30年4月1日に社会福祉法が改正され、住民に身近な圏域において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる事ができる環境の整備等が市町村の新たな努力義務とされた。				
	前年度からの改善点	(何をどのような状態に改善したのか) 事業内容を把握し、適正な事業運営のための支援を行うため、事業の一部を社会福祉協議会に委託とし、市と協働で地域課題に対応できる仕組みづくりに取り組む体制を強化した。				
	目標達成状況	(目標・成果推移に対する達成状況や進捗状況など) 目標は達成できている。				
課題	(目標達成状況を踏まえ、課題を整理) CSWが地域での調整役となって、地域で中心となって活動する人材の発掘や市民同士の組織化が課題である。					
今後の方向性、改善点	(施策を実施するにあたって今後の方向性、改善点など) 地区社協と行政が連携し、地域力強化のための取組を推進していくことが必要。					